

○新宿区立区民健康村条例

(設置)

第1条 区民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るため、新宿区立区民健康村(以下「健康村」という。)を設置する。

(基本理念)

第2条 健康村は、区民が豊かな自然の中でくつろぎ、様々な運動を体験し、区民相互の交流及び地元住民との交流を通じて人々とふれあい、もって心身の健康を増進し、明日への活力を生み出す場となることを目指すものである。

(位置)

第3条 健康村の位置は、山梨県北杜市長坂町中丸1622番地とする。

(指定管理者による管理)

第4条 健康村の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 健康村の宿泊施設、附帯施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (2) 健康村における宿泊及び飲食のサービスの提供に関する業務
- (3) 第18条に規定する利用の承認、第19条に規定する利用の不承認及び第20条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (4) 第22条に規定する利用料金の納入、第24条に規定する利用料金の減免及び第25条に規定する利用料金の返還に関する業務
- (5) その他健康村の管理に関し、区長が必要と認める業務

(公募及び申請)

第6条 区長は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、

区長に申請しなければならない。

- (1) 健康村の事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類
(選定の方法及び基準)

第7条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、健康村の管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、区民の平等な利用を確保するものであるとともに、区民へのサービスの向上を図るものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、健康村の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。
- (3) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他区長が健康村の指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準
(選定の結果の通知)

第8条 区長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 区長は、第7条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申請団体の中から、再び、同条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、健康村の管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があつた場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 第15条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者の指定を受けた被選定団体は、健康村の管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 健康村の宿泊施設及び附帯施設(以下「宿泊施設等」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (3) 管理経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
- (6) 第15条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) 健康村の管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
- (8) その他健康村の管理に関し、区が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第15条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況

- (2) 当該年度の宿泊施設等の利用状況
 - (3) 当該年度の利用料金の収入の実績
 - (4) 当該年度の管理経費の収支状況
 - (5) その他区長が健康村の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
- (管理業務等の報告の聴取等)

第14条 区長は、健康村の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による健康村の管理を継続することが適当でない認められるとき。

(利用時間及び利用日数)

第16条 健康村の宿泊施設を利用できる時間は、利用開始日の午後2時から利用終了日の午前11時までとし、健康村の附帯施設を利用できる時間については、指定管理者が、区長の承認を受けて別に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて同項に規定する健康村の宿泊施設の利用時間を変更することができる。
- 3 同一人が連続して健康村の宿泊施設を利用できる日数は、規則で定める。

(休業日)

第17条 健康村は、無休とする。ただし、区長が必要と認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

- 2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて臨時に休業日を定めることができる。

(利用の承認)

第18条 宿泊施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、健康村の管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第19条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他健康村の管理上支障を生ずるとき。

(利用承認の取消し等)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかの場合には、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又は宿泊施設等の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)が承認された利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が承認された内容の変更を申し出たとき。
- (3) 利用者の利用が前条第1号又は第2号に該当するとき。
- (4) 利用者が承認された内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(本条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあつては、当該変更後の条件)を遵守しなかったとき。
- (5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (6) 利用者が偽りの内容により第18条第1項の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (7) 利用者が災害その他の事故により宿泊施設等を利用できなくなったとき。
- (8) 公益上必要があると認められるとき。
- (9) その他指定管理者が健康村の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により、利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は宿泊施設等の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合において利用者に損害が生じて、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第9号に該当する場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第21条 利用者は、宿泊施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金の納入)

第22条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の決定等)

第23条 健康村の宿泊施設に係る利用料金(次項に規定する利用料金を除く。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ別表に定める額を上限として、健康村の附帯施設に係る利用料金は、同表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定めるものとする。

(1) 区民(区内に在住する者をいう。以下同じ。)

(2) 区民以外の者

2 次の各号のいずれかに該当する区民が健康村の宿泊施設を利用する場合の利用料金は、前項の規定により指定管理者が定めた健康村の宿泊施設に係る利用料金のうち、区民が利用する場合の利用料金の2分の1に相当する額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定めるものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合においては、当該15歳未満の者)で、身体障害者障害程度等級が1級又は2級のもの

(2) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、判定基準が1度又は2度のもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級が1級のもの

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 区長及び指定管理者は、第1項及び第2項の規定により定められた利用料金について、区民に周知するため必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の減免)

第24条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第25条 指定管理者は、利用者の責めに帰することのできない事由その他の規則で定める事由により利用承認を取り消した場合は、規則で定めるところにより、当該利用に係る利用料金の全部又は一部を返還するものとする。

(原状回復の義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第27条 指定管理者及び利用者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表(第23条関係)

1 宿泊施設

区分	繁忙期を除く期間における金額(1人1泊当たり)	繁忙期における金額(1人1泊当たり)
区民	14,600円	19,710円
区民以外の者	16,100円	21,735円

備考

- 1 3歳未満の者の利用料金は、無料とする。
- 2 この表の繁忙期に該当する期間は、規則で定める。

2 附帯施設

附帯施設名	単位	金額
浴室	1人1回	600円
パターゴルフ	1人1回	500円
バーデハウス	1人1回	500円
	1人1日	750円
トレーニングルーム	1人1回	300円
キャンプ場	1人1日	300円
多目的グラウンド	1時間	1,250円
ゲートボール場	1面1時間	900円
テニスコート	1面1時間	900円 照明料 500円
アリーナ	1時間	900円
アトリエ	1時間	600円
研修室	1時間	600円
研修室(和室)	1時間	600円
茶室	1時間	600円
カラオケルーム	1時間	1,500円

備考

- 3歳未満の者の利用料金は、無料とする。

○新宿区立区民健康村条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区立区民健康村条例(平成6年新宿区条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に際して明示する事項)

第2条 区長は、条例第6条第1項の規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿区立区民健康村(以下「健康村」という。)の概要
- (2) 条例第5条に規定する管理業務(以下「管理業務」という。)の範囲及び内容
- (3) 条例第6条第1項の規定による公募を開始する日(以下「公募開始日」という。)
- (4) 条例第6条第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を行うことができる団体の資格
- (5) 条例第7条に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 健康村の宿泊施設及び附帯施設(以下「宿泊施設等」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (8) 健康村の事業計画書に記載すべき事項
- (9) 第3条第2項各号に掲げる書類に関する事項
- (10) その他区長が必要と認める事項

(指定の申請を行うことができる団体の資格)

第2条の2 指定の申請を行うことができる団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

(指定申請書及び添付書類)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定の申請を行うことができる団体の資格を有していることを確認することができる書類
- (2) 健康村の管理に係る収支計画書
- (3) 健康村の管理に係る人員計画書
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする団体の案内書
- (5) 健康村に類似する施設に係る業務の受託実績等指定管理者の指定を受けようとする団体の活動の実績に関する書類
- (6) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

(申請期間)

第4条 条例第7条の規則で定める申請期間は、公募開始日から60日を経過する日（当該日が新宿区の休日を定める条例（平成元年新宿区条例第1号）第1条第1項に規定する新宿区（以下「区」という。）の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日）までとする。

(選定結果通知書)

第5条 条例第8条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(選定取消通知書)

第6条 条例第9条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

(指定通知書)

第7条 区長は、条例第10条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第8条 条例第13条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の健康村の利用に関する健康村を利用したものからの意見に係る調査の結果
- (2) その他区長が必要と認める事項

(利用日数)

第9条 同一人が連続して健康村の宿泊施設を利用できる日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民(区内に在住する者をいう。以下同じ。)及び区民と同行する親族 無制限
- (2) 前号に掲げる者以外の者 3泊4日。ただし、指定管理者が特に認めたときは、これを延長することができる。

(抽選及び利用の申請)

第10条 健康村の宿泊施設を利用しようとする者(前条第1号に掲げる者に限る。)は、利用を開始しようとする日(以下「利用開始日」という。)の属する月の3か月前の月の初日から10日までの間に、新宿区立区民健康村利用抽選申込書(第5号様式)により、区長に申込みをするものとする。ただし、区長は、特に必要と認めたときは、利用に供する日を勘案して別に定める抽選の申込期間内に、その申込みを行わせることができる。

- 2 区長は、前項の申込みに対し抽選を行ったときは、その結果を新宿区立区民健康村利用抽選結果通知書(第6号様式。以下「抽選結果通知書」という。)により、通知するものとする。
- 3 前項の抽選の結果当選した者(以下「当選者」という。)は、抽選結果通知書を指定管理者に提出することにより、健康村の宿泊施設の利用を申請するものとする。
- 4 当選者は、当選を辞退するときは、速やかに区長にその旨を申し出なければならない。
- 5 第2項の抽選の結果なお空室がある場合は、健康村の宿泊施設を利用しようとする者(当選者を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請期間内に、新宿区立区民健康村利用申請書(第7号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請することができる。ただし、区長は、特に必要と認めたときは、利用に供する日を勘案して別に定める申請期間内に、その申請を行わせることができる。

(1) 前条第1号に掲げる者が利用しようとするとき 利用開始日の属する月の3か月前の月の21日から利用開始日まで

(2) 前条第2号に掲げる者が利用しようとするとき 利用開始日の属する月の2か月前の月の初日から利用開始日まで

- 6 健康村の附帯施設を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請期間内に、利用申請書により指定管理者に申請することができる。

- (1) 当選者が利用しようとするとき 抽選結果通知書を受けた日から利用開始日まで
 - (2) 健康村の宿泊施設を利用しようとする者(当選者を除く。)が利用しようとするとき 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める期間
 - ア 前条第1号に掲げる者が利用しようとするとき 利用開始日の属する月の3か月前の月の21日から利用開始日まで
 - イ 前条第2号に掲げる者が利用しようとするとき 利用開始日の属する月の2か月前の月の初日から利用開始日まで
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 利用開始日の1か月前の日から利用開始日まで
- 7 一の第3項及び第5項の規定による申請に係る健康村の宿泊施設を利用しようとする者の人数が20人以上である当該申請については、第21条第1号に掲げる期間を除く期間における利用に係るものである場合に限り、受け付けるものとする。
- 8 前項の規定による受付(第3項の規定による申請に係るものに限る。)は、1日につき1組の利用を限度として行うものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず抽選の手続を経ずに、又は第7項の規定にかかわらず第21条第1号に掲げる期間においても、随時に第3項、第5項及び第6項の規定による申請(以下「利用申請」という。)を受け付けることができる。
- (1) 区が健康村の維持管理に関し必要な業務を行うとき。
 - (2) 区又は区の行政委員会が主催し、又は共催する事業で利用するとき。
 - (3) その他区長が特に認めたとき。

(利用の承認等)

第11条 指定管理者は、利用申請に対し、条例第18条第1項の承認(以下「利用承認」という。)を行うときは、新宿区立区民健康村利用承認書(第8号様式。以下「利用承認書」という。)により行うものとする。

- 2 利用申請(前条第5項及び第6項の規定によるものに限る。)に対する利用承認は、当該利用申請の順序とする。
- 3 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、宿泊施設等の利用に際して、係員に利用承認書及び利用者名簿(第9号様式)を提出しなければならない。

(事前の申出)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかの場合には、事前に指定管理者に申し出るものとする。

- (1) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬(以下「身体障害者補助犬」という。)を同伴しようとするとき。
- (2) その他その利用が指定管理者が健康村の管理上事前の申出を必要と認める事項に該当するとき。

(利用承認の取消し及び変更)

第13条 条例第20条第1項第1号の規定による利用承認の取消しの申出又は同項第2号の規定による利用承認の内容の変更の申出は、新宿区立区民健康村利用取消・変更申請書(第10号様式)に利用承認書を添えて指定管理者に提出することにより行うものとする。

- 2 指定管理者は、前項の申出に対し承認を行ったときは、利用者に新宿区立区民健康村利用取消・変更承認書(第11号様式。以下「利用取消・変更承認書」という。)を交付するものとする。
- 3 利用承認の内容の変更の承認を受けた利用者は、宿泊施設等の利用に際して、係員に利用取消・変更承認書を提出しなければならない。

(利用料金の納入等)

第14条 利用料金は、利用承認書の交付を受けたときに納入しなければならない。

- 2 条例第23条第2項に規定する利用料金は、同一人について一年度につき2泊までを限度として適用し、当該利用料金の適用を受けようとする場合には、同項各号に掲げる手帳を提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第15条 条例第24条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 区が健康村の維持管理に関し必要な業務を行うとき。
 - (2) 区又は区の行政委員会が主催し、又は共催する事業で利用するとき。
 - (3) 指定管理者が管理業務で利用するとき。
 - (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、新宿区立区民健康村利用料金減額・免除申請書(第12号様式)により指定管理者に申請し、その承認を受けなければ

ならない。

(利用料金の返還等)

第16条 条例第25条の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することのできない事由
 - (2) 利用者が利用開始日の3日前(第10条第7項に規定する申請に係る利用にあつては、7日前)までに第13条第1項の利用承認の取消しの申出を行ったとき。
 - (3) その他指定管理者が特に必要と認めた事由
- 2 指定管理者は、利用者が利用承認の内容の変更の承認を受けた場合において、変更前の納入された利用料金と変更後の利用料金に差が生じたときは、その差額を納入させ、又は返還するものとする。
- 3 前項の規定により利用料金を返還する場合は、利用者が利用開始日の3日前(第10条第7項に規定する申請に係る利用にあつては、7日前)までに第13条第1項の利用承認の内容の変更(利用日数又は利用人数を減じる変更に限る。)の申出を行ったときとする。
- 4 指定管理者は、利用者が利用料金を納入した後に、前条に規定する利用料金の減額又は免除が承認された場合において、減額又は免除前の利用料金と減額又は免除後の利用料金に差が生じたときは、その差額を返還するものとする。
- 5 第1項各号に掲げる事由により利用料金の返還を受けようとする者並びに第2項及び前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、新宿区立区民健康村利用料金返還申請書(第13号様式)に利用承認書又は利用取消・変更承認書及び領収書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(遵守事項)

第17条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた宿泊施設等以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物(第12条の規定により事前に同伴を申し出た身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (4) 騒音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(入場の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 善良な風俗を乱す者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす者
- (3) 酩酊している者
- (4) 騒じょう行為又は示威行為を行う者
- (5) その他健康村の管理上支障がある行為を行う者

(施設内における禁煙)

第19条 健康村の施設内での喫煙は禁止とする。ただし、指定管理者が特に認めた場所での喫煙はこの限りでない。

(その他の費用)

第20条 利用者は、利用料金のほか、健康村の利用に伴う税その他の費用を別に納めなければならない。

(繁忙期)

第21条 条例別表の繁忙期とは、次に掲げる期間又は日とする。

- (1) 12月28日(12月27日が日曜日に当たるときは、同日)から翌年1月5日まで
- (2) 4月29日から5月5日まで
- (3) 7月21日(7月20日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、同日)から8月31日まで
- (4) 土曜日(前3号に掲げる期間にあるものを除く。)
- (5) 翌日が土曜日に当たる場合の休日(第1号から第3号までに掲げる期間にあるものを除く。)
- (6) 翌日が休日に当たる場合の日曜日(第1号から第3号までに掲げる期間にあるものを除く。)

(代表者による手続)

第22条 この規則に基づく利用申請その他の手続は、健康村を利用しようとする者のうちから定めた代表者がこれを行うものとする。

2 この規則に基づき指定管理者が行うべき利用承認その他の行為は、前項の代表者に対して行うものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。